

福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

提出理由

小規模企業振興基本法の施行等を踏まえ、規模に応じた施策が重要であることから、題名を「福島県中小企業・小規模企業振興基本条例」とし、関係規定を見直すとともに、併せて条例制定以後の社会情勢の変化に対応するため、所要の改正をしようとするものである。